

第 4 4 号議案

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の支給について規定を整備するとともに、寒冷地手当を廃止する必要がある。

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、寒冷地手当」を削る。

第17条の4第2項中「、第10条の3、第19条の3及び第19条の4」を「及び第19条の3」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条第3項中「、適用しない」を「適用しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第9条、第10条、第10条の3、第11条の2及び第19条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第19条の4を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年中野区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項中「、第10条の3、第19条の3及び第19条の4」を「及び第19条の3」に改める。